様式第九十五を次のように改める。

様式第九十五（第百九十七条、第百九十七条の十一、第百九十七条の十二関係）

収入印紙

検　定　申　請　書

製造販売業者又は選任製造販売業者の氏名	
製造販売業者又は選任製造販売業者の住所	
検定に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品を保有する施設の名称及び所在地	
医薬品、医療機器又は再生医療等製品の一般的名称	
医薬品、医療機器又は再生医療等製品の販売名	
製造番号又は製造記号	
製造年月日	
容器又は被包　種類	
容器又は被包　数量	
試験品の数量	
備考	

医　薬　品
上記により、医　療　機　器の検定を受けたく申請します。
再生医療等製品

年　月　日

住　所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏　名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）　㊞

国立感染症研究所長
国立医薬品食品衛生研究所長　殿

第　号 年　月　日 都道府県 経　由	知　事　㊞
薬事監視員氏名	㊞
試験品採取年月日	

（注意）

1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　この申請書は、正副２通提出すること。
3　字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
4　収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。
5　この申請書は、各品目の製造番号又は製造記号ごとに作成すること。
6　この申請に係る医薬品、医療機器又は再生医療等製品の検定が２以上の製造段階について行われるべき場合にあつては、この申請に係る製造段階の別について、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の一般的名称欄に併せて記載すること。
7　容器又は被包の数量には、試験品の容器又は被包の数量を含めないこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年一月十六日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○経済産業省令第一号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年六月二十二日法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年一月十六日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第九の特定一第六表及び様式第十一の特定一第六表を次のように改める。

様式第９（第17条関係）

特定一第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区　分	対象となる事業の名称（セクター）	ベンチマーク指標の状況（単位）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）

備考　「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年３月31日経済産業省告示第66号）の別表第６に規定する区分（１Ａから６Ｂまで）のいずれかを記入すること。

様式第11（第26条関係）

特定一第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区　分	対象となる事業の名称（セクター）	ベンチマーク指標の状況（単位）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算kl）